

令和3年度 第8回福岡地方最低賃金審議会

資料目次

議事（1）関連

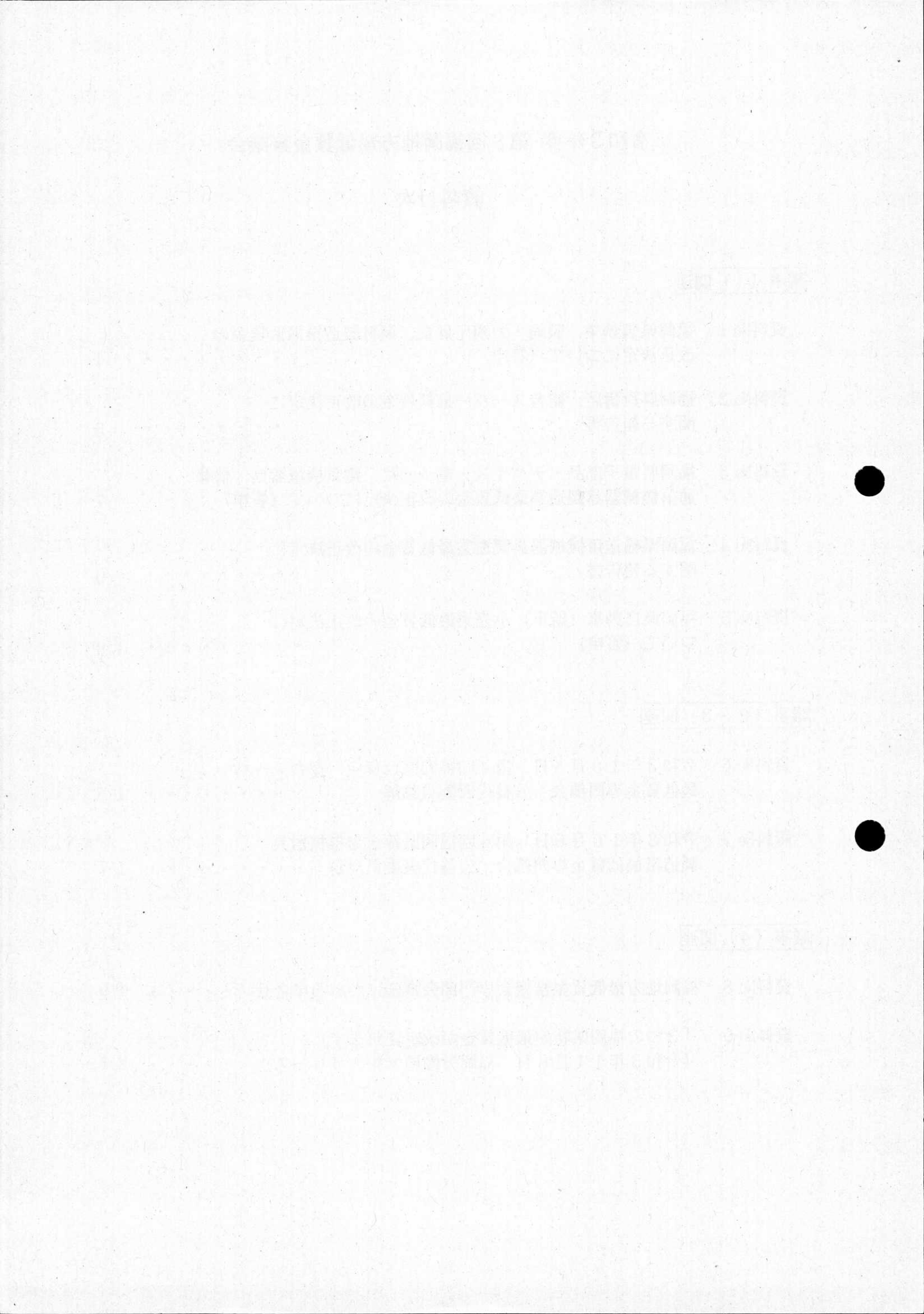
| | | |
|--------|---|----|
| 資料No.1 | 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について（答申） | 1 |
| 資料No.2 | 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書 | 3 |
| 資料No.3 | 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申） | 7 |
| 資料No.4 | 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書 | 9 |
| 資料No.5 | 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申） | 13 |

議事（2・3）関連

| | | |
|--------|---|----|
| 資料No.6 | 令和3年10月5日 第4回福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 公益代表委員見解 | 15 |
| 資料No.7 | 令和3年10月6日 第4回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 公益代表委員見解 | 17 |

議事（4）関連

| | | |
|--------|---|----|
| 資料No.8 | 福岡地方最低賃金審議会専門部会審議にかかる申合せ | 19 |
| 資料No.9 | 「3つの福岡県特定最低賃金が改定されます」（令和3年11月8日 福岡労働局プレスリリース） | 21 |



福岡最賃審第482号

令和3年9月29日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月17日付け福岡労発基0817第2号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答
申する。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月10日

令和3年10月5日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県百貨店、総合スーパー
最低賃金専門部会

部会長 平木 真朗

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月17日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねたものの、全会一致に至らず、別紙1のと通りの審議経過をもって、令和3年10月5日に結審したことを報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

審議経過

- 1 労働者代表委員は、審議終了の時点において、11円の引上げを主張した。
- 2 使用者代表委員は、審議終了の時点において、8円の引上げを主張した。
- 3 審議を打ち切り、「福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金について、時間額897円、引上げ額8円、引上げ率0.90パーセントとする」旨の公益代表委員案を示し、採決を行った。
- 4 専門部会委員8名（部会長を除く）による採決の結果、賛成5人、反対0人、棄権3人で賛成が過半数を占め、公益代表委員案は決議された。

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

| 種別 | 氏名 | 現職 |
|---------|--|---------------------------------|
| 公益代表委員 | ○ ^{たかた} 高田 ^{あすか} 亜朱華 | 弁護士 |
| | ^{のだ} 野田 ^{さよこ} 小夜子 | 社会保険労務士 |
| | ◎ ^{ひらき} 平木 ^{しんお} 真朗 | 西南学院大学 商学部 准教授 |
| 労働者代表委員 | ^{いふく} 井福 ^{まさる} 優 | イオン九州ユニオン 中央執行副委員長 |
| | ^{こにし} 小西 ^{えいじ} 英二 | UAゼンセン福岡県支部 次長 |
| | ^{ほんだ} 本田 ^{えいじ} 英治 | 三越伊勢丹グループ労働組合 岩田屋三越支部 執行委員長 |
| 使用者代表委員 | ^{かねこ} 金子 ^{りょうすけ} 亮輔 | イオン九州株式会社 人事教育部長 |
| | ^{こばやし} 小林 ^{けんすけ} 謙介 | 株式会社博多大丸 取締役 業務統括部長 兼 業務推進部長 |
| | ^{なかむら} 中村 ^{としたか} 年孝 | 福岡県経営者協会 専務理事 |

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である

| Date | Description | Amount | Balance |
|------|-------------|--------|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

資料

No.3

福岡最賃審第483号

令和3年10月6日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月17日付け福岡労発基0817第2号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答
申する。

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、

(イ) 組線、かしめ、取付け又は巻線の業務

(ロ) バリ取り、かえり取り又は鋳ばり取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間947円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月10日

令和3年10月6日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長

中野 由美子

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月17日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねたものの、全会一致に至らず、別紙1のと通りの審議経過をもって、令和3年10月6日に結審したことを報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

審議経過

- 1 労働者代表委員は、審議終了の時点において、22円の引上げを主張した。
- 2 使用者代表委員は、審議終了の時点において、13円の引上げを主張した。
- 3 審議を打ち切り、「福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金について、時間額957円、引上げ額13円、引上げ率1.38パーセントとする」旨の公益代表委員案を示し、採決を行った。
- 4 専門部会委員8名（部会長を除く）による採決の結果、賛成5人、反対3人で賛成が過半数を占め、公益代表委員案は決議された。

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

| 種別 | 氏名 | 現職 |
|---------|---------|------------------------------|
| 公益代表委員 | ○鶴 利絵 | 弁護士 |
| | ◎中野 由美子 | 社会保険労務士 |
| | 平井 佐和子 | 西南学院大学 法学部 教授 |
| 労働者代表委員 | 西村 渡 | 日産労連 九州・中四国地域本部 副本部長 |
| | 濱崎 健泰 | トヨタ自動車九州労働組合 書記長 |
| | 吉村 淳治 | 全日本自動車産業労働組合総連合会 福岡地協議長 |
| 使用者代表委員 | 高橋 辰輔 | 日産自動車九州株式会社 人事・渉外部 人事課 主管 |
| | 坪根 謙太郎 | トヨタ自動車九州株式会社 人財開発部 労政室長 |
| | 吉岡 秀樹 | 福岡県中小企業団体中央会 専務理事 |

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である

| 年份 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|------|
| 一、国内生产总值 | 45177.3 | 48810.3 | 53407.5 | 59398.4 | 64967.4 | 71177.0 | 77956.0 | 84961.0 | 92197.0 | 99094.0 | 106758.0 | 115456.0 | 125297.0 | 136140.0 | 148160.0 | 161399.0 | 175914.0 | 191861.0 | 209300.0 | 228539.0 | 249669.0 | 272433.0 | 297031.0 | 323507.0 | 351854.0 | 383086.0 | 417386.0 | 454787.0 | 495433.0 | 539321.0 | 586535.0 | 637172.0 | |
| 二、最终消费支出 | 30044.1 | 32118.6 | 34304.5 | 36672.9 | 39224.5 | 41953.9 | 44864.4 | 47953.2 | 51219.3 | 54661.6 | 58280.4 | 62086.0 | 66078.5 | 70258.0 | 74624.5 | 79178.0 | 83919.5 | 88840.0 | 93939.5 | 99217.0 | 104672.5 | 110306.0 | 116117.5 | 122107.0 | 128274.5 | 134619.0 | 141140.5 | 147839.0 | 154715.5 | 161760.0 | 168973.5 | 176346.0 | |
| 三、资本形成总额 | 15133.2 | 16691.7 | 19103.0 | 22725.5 | 25742.9 | 29223.1 | 33091.6 | 37007.8 | 40977.7 | 44432.4 | 48477.6 | 53370.0 | 59218.5 | 65882.0 | 73535.5 | 82221.0 | 91994.5 | 102821.0 | 114660.5 | 127922.0 | 142697.0 | 158827.0 | 175730.0 | 193890.0 | 213387.0 | 234347.0 | 257047.0 | 282412.0 | 310022.0 | 340062.0 | 372831.0 | 408662.0 | |
| 四、货物和服务净出口 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

資料

No.5

福岡最賃審第484号

令和3年10月7日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 平 木 真 朗

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月17日付け福岡労発基0817第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間959円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年12月10日

令和3年10月5日 第4回 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会

公益代表委員見解

公益代表委員としては、本年の福岡県（百貨店、総合スーパー）最低賃金については、8円の引上げを妥当なものとする。その理由は、次の通りである。

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に伴って、雇用・経済にかかる先行きが非常に不透明であった昨年度においても、2019年度以前までとりくまれてきた地域間格差の是正や福岡県内の他業種との賃金格差の是正、あるいは、非正規労働者の労働条件を向上させる必要性や経済の好循環を生み出す必要性等から展開されてきた最低賃金額の引上げの流れの継続性は、コロナ禍にあっても維持する必要があると思料するものである。しかしながら、昨年度の福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定については、労使の主張は一致せず、その結果として当該賃金額は据え置きとなったところである。
- 2 特定最低賃金の引上げは、産業界の先頭で精励する基幹的労働者のための賃金・労働条件の底上げに寄与するとともに、産業界全体の魅力を高めることにつながるものであり、労使双方にとっての重要なとりくみである。そうした中で、福岡県内の他業種と比較し、百貨店、総合スーパーの産業に適用される特定最低賃金が低いこと、あるいは、同産業の労働者が福岡県民等の日常生活を支えるエッセンシャルワーカーとして、コロナ感染のリスクと隣り合わせの中で懸命に働いていること等を鑑みれば、福岡県最低賃金額相当の引上げを労働者代表委員が主張されることには一定理解を示すものである。
- 3 しかしながら、使用者代表委員が主張されるように、2020年初頭以降、雇用・経済に現在もコロナ禍は影響を与え続けている。とりわけ、百貨店産業においては、インバウンド需要消失による消費低迷など、その直接的な影響が大きく、同産業内の多くの企業では2020年度に赤字決算を計上したうえ、今後もポストコロナの見通しが不透明であることで従来のような需要回復も見通せない経営環境下にある。現にそのような状況を反映して、同産業では賞与の大幅な減額が続いている事業者が多くみられるところでもある。そうした同産業が現行置かれている厳しい経営状況に鑑みれば、使用者代表委員が最低賃金について昨年度と同主旨を主張されることには十分な理由があるものとする。
- 4 この間の審議では、そうした労使双方の観点に即して十分な協議が尽くされてきたものの、上記のような主張の対立が未だ存することから、労使のイニシアティブにより本来決められるべき特定最低賃金の制度趣旨に鑑みれば、公益代表委員としては、最終的な金額調整をすることはできないものとする。本年度にかかる百貨店、総合スーパーの最低賃金改定については、労使双方がセカンドベストのものとして受け止められる金額で提案することを、やむなく選択せざるを得ないものである。
- 5 以上のことから、公益代表委員としては、今年度にかかる百貨店、総合スーパーの最低賃金改定については、雇用・経済実態を踏まえた具体的な金額として、今年度の「賃金改定状況調査」結果に基づく、産業全体・卸小売業双方にかかる改定上昇率の「最大値」である0.7パーセントの数値とともに、さらに総合的に勘案するため、今年度の「最低賃金に関する基礎調査（百貨店、総合スーパー）」結果に基づく、最低賃金引上げ額の影響率（累積分布率）に10パーセント以上の数値差が生じている「896円～897円」間の分岐点について考慮を加えた結果、今年度の最低賃金の引上げ額を「8円」とすることが妥当なものとする。
- 6 なお、公益代表委員としては、平時においては、上記1および2で述べたような最低賃金の引上げの観点や主旨は重要なことと考えており、3で述べたような昨年度に続く、特殊な状況の中にあっては、平時での引上げが困難と判断することを改めて確認しておきたい。

以上



令和3年10月6日

第4回 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

公益代表委員見解

公益代表委員としては、今年度の福岡県（輸送用機械器具製造業）最低賃金については、13円の引上げを妥当なものとする。その理由は、次の通りである。

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に伴って、雇用・経済にかかる先行きが非常に不透明であった昨年度においては、輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について、最終的な労使間の合意により、「公労使が、来年度以降の審議を見据えたうえで、全会一致のもと、今年度については、意思をもって改正決定を見送る」とされ、その結果、当該賃金額は据え置きとなったものである。

今年度においても、依然として当該産業界を取り巻く状況は厳しいものがあるとの認識を共有しつつも、2019年度以前までとりくまれてきた地域間格差の是正や福岡県内の他業種との賃金格差の是正、あるいは、同一価値労働同一賃金等に基づいて非正規労働者の労働条件を向上させる必要性など、経済の好循環を生み出す必要性等から展開されてきた最低賃金額の引上げの流れの継続性は、維持する必要があると思料される。

- 2 特定最低賃金の引上げは、福岡県の基幹産業である自動車産業を中心に、産業界の先頭で精励する基幹的労働者のための賃金・労働条件の底上げに寄与するとともに、産業界の適正な賃金相場を形成することによって産業界全体の魅力を高めることにつながる、労使双方にとっての重要なとりくみである。したがって、関係労使双方のイニシアティブにもとづき、賃上げ額についての妥結点を見出すことが望ましい。
- 3 労働者代表委員は、2021春闘において、福岡県下の300人未満の定昇込みの賃上げ率が1.84%（賃上げが明確にわかる労働組合の賃上げ率0.56%）となったとの結果等や、福岡県の輸送用機械産業における高い付加価値生産性等に基づき、労働組合加入の労働者と最低賃金で働く労働者との賃金額の乖離縮小を求め、協約最低賃金の下限である22円の引上げを主張している。輸送用機械器具製造業最低賃金が昨年度に据え置かれていることをもってすれば、労働者代表委員の「引上げるべき」との主張には、十分な理由があると思料するものである。
- 4 他方、使用者代表委員が主張するように、2018年に端を発した米中貿易摩擦の影響、あるいは、自動車産業界において「百年に一度の大変革」が到来し、「脱炭素化」が進んでいる事象等に加え、世界的なコロナ感染拡大が産業界に現行与えている経済的な影響はまだまだ大きく、同産業界内の多くの企業では、輸入半導体などの部品不足とともに、とりわけ、東南アジアのロックダウンによる部品不足等によって大幅な減産体制となっており、平時の経営環境とは大きくかけ離れた状況が未だ続いているこ

とも理解されるべきである。

こうした状況は、日銀が直近に発表した9月期の九州・沖縄の金融経済概況（9月15日発表）においても、主要産業の生産動向について、輸送機械につき、「自動車は、部品の供給制約の影響により、大幅に減少している」として、その輸出景気を前回の「高水準で推移している」から今回「足踏み状態となっている」と基調判断し、また、生産景気を前回の「持ち直している」から今回「足踏み状態となっている」との基調判断しているところからも推察される。

加えて、産業界のサプライチェーンの構成員たる、各種部品を生産する2次メーカーなど多くの中小・小規模事業者では、賃金水準の引上げ前に、雇用調整助成金・融資等によって雇用の確保を優先せざるを得ない経営環境下にある。そうした中において、短期的な観点だけでなく、中・長期的な観点から、賃金支払い能力について一定程度、考慮をせざるを得ない。

以上のような経済状況や、現在おかれている事業者の厳しい経営状況に鑑みれば、使用者代表委員が特定最低賃金の大幅な引上げに否定的であることにも、相当な理由があるものと考えられる。

- 5 労使のイニシアティブによって本来決められるべき特定最低賃金の制度趣旨に鑑みれば、公益代表委員として最終的な金額調整に介入することは妥当ではない。しかしながら、この間の審議において、上記のような労使双方の観点に即して協議を尽くしてきたものの、主張の対立の解消に至らなかったため、今年度にかかる輸送用機械器具製造業の最低賃金改定については、労使双方の歩み寄りが期待できる最低限度の金額を提示することを、やむなく選択せざるを得ないものである。
- 6 以上のことから、公益代表委員としては、今年度にかかる輸送用機械器具製造業最低賃金の最低賃金改定については、労使双方がそれぞれ主張する引上げ額を踏まえつつ、労使双方に異論を生じない客観的、具体的な金額として今年度の「賃金改定状況調査」結果に基づく製造業にかかる「Cランク」の改定上昇率1.4パーセントを踏まえ、現行の最低賃金額944円に1.4パーセントを乗じた額として算出した「13円」を今年度の最低賃金の引上げ額とすることが適当と思料する。
- 7 なお、公益代表委員としては、平時においては、上記1および2で述べたような最低賃金の引上げの観点やそれらの主旨は非常に重要なことと考えているものの、他方、3で述べたような昨年度以降において続いている、コロナ禍の特殊な環境下においては、平時の環境同様での引上げは困難と判断したことを改めて確認しておきたい。

以 上

福岡地方最低賃金審議会専門部会審議にかかる申合せ

平成14年3月26日

一部改正 平成22年9月10日

福岡地方最低賃金審議会

1. 審議終了時間については、定時（17時）終了を原則とするが、已むを得ない場合（結審予定日等）であっても、遅くとも20時を目途とする。（その後の事務手続き、本審開催を考えると、19時までには採決を行う。）
2. 金額審議において、労使双方の意見調整に努めても全会一致に至らず、最終的に公益委員案を提示し、採決を行わなければならない場合においては、各側委員共、少なくとも採決の定足数を満たすように配慮する。
3. 地域別最低賃金は、10月1日発効、特定最低賃金は、年内発効（統一発効）を目指し、審議日程等を調整する。
4. 特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより改正されるべきものであるとの趣旨より、申出者は、関係労使間における事前の協議に努めるものとする。



Faint, illegible text line, possibly a header or title.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.

Faint, illegible text line.



厚生労働省

福岡労働局

資料

No.9

Press Release

報道関係者 各位

令和3年11月8日発表

【照会先】

労働基準部 監督課 賃金室

室長 鈴木 裕充

室長補佐 諏訪田 浩

(代表電話) 092 (411) 4578

(直通電話) 092 (411) 4551

3つの福岡県特定最低賃金が改定されます

～製鉄業など3業種の最低賃金について上げが決定～

福岡労働局（局長 ^{ふじえだ} 藤枝 ^{しげる} 茂）は、福岡県最低賃金額の改定（時間額870円、28円引上げ）に引き続き、12月10日（金）から下表のとおり、県内3産業の特定最低賃金を改定します。

| 最低賃金名 | 時間額 | 引上額（率） | 効力発生日 |
|--|------|----------------|----------------|
| 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 | 980円 | 4円 (0.41%) | 令和3年 12月10日 |
| 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 947円 | 20円 (2.16%) | |
| 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金 | 959円 | 18円 (1.91%) | |
| （参考）福岡県最低賃金 | 870円 | 28円 (3.33%) | 令和3年 10月1日 |

（引上率は小数点第三位で四捨五入）

福岡県特定最低賃金には、上記3産業にかかる特定最低賃金のほか、「福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金」、「福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金」が設定されていますが、これら2産業にかかる特定最低賃金については、現在、審議中であり、11月中旬に福岡地方最低賃金審議会の答申を得る予定です。

【参考：特定最低賃金適用労働者数】

| 産 業 | 特定最低賃金適用労働者数 |
|-----------------------------------|--------------|
| 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 | 6,900 人 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 20,600 人 |
| 自動車（新車）小売業 | 9,600 人 |
| 輸送用機械器具製造業 | 22,900 人 |
| 百貨店、総合スーパー | 16,000 人 |